

青森県報

第二千七百四十五号

平成十九年

二月二十一日

(水曜日)

目 次

告 示

字区域の変更……………	(市) 振興課村 …… 一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高) 齢福 課社 …… 二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) (同) …… 二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) (同) …… 二
公 告	
換地処分……………	(農) 村整備課 …… 三
県有地の売却に係る一般競争入札……………	(港) 湾空港課 …… 三
出先機関	
土地改良区の役員就任及び退任……………	(上) 北地 務所 …… 四
教育委員会	
県文化財の指定の解除……………	(文) 化 課財 …… 四

告 示

青森県告示第百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、南
部町長から南部町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二

項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十九年二月二十二日からその効力を生ずるものとする。

平成十九年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡南部町

大字苦米地字堤添九の二、一三の二、七七、七八の一、七九、八の二から八の
三まで、八一、八二の一、八二の二、八三の一から八三の四まで、八四の一、八四の
二、八五、八六の一から八六の四まで、八七の一、八七の二、八八の一、八八の三、
八八の四、八九、九の二から九の三まで、九一の一、九一の二、九二の一、九二
の二、九三の一、九三の二、九四の一、九四の二、九五から一 まで、字北沼田一
七から一三まで、二四の一、二四の二、二五、二六、二七の一、二七の二の一部、二
八から三一まで、三二の一、三二の二、三三から三六まで、三七の一の一部、三七の
二の一部、字細工田七の一部、八の一部、八の二の一部、一一の一部、一二の一
部、一四から一七までの各一部、一八、字鮫ノ口九の一部及びこれらの区域に隣接介
在する道路、水路である公有地の全部を大字苦米地字五反田に編入する。

大字苦米地字北沼田二七の二の一部、三七の一の一部、三七の二の一部、字上前田
一の一から一の三まで、二から四まで、五の一、五の二、六から一 まで、一一の一、
一二の二、字下前田三から一 まで、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二、一四の一、一
六の一、一七、一八の一、一八の二、一九から二二まで、二三の一、二三の二、字外
待井一八の一、一九の一、二の二、二二の二の一部、二三の一部、二四の二の一
部、二四の三の一部、三二の一の一部、三二の七の一部、字五反田七四の一の一部、
七四の二、七五の一部、七六の一部、八七の一、八七の二、八八の一部、八九、九
から九二までの各一部、九四の一部、九五の一部、字細工田一の一、一の二、三から
六まで、七の一部、一四の一部、一五の一部、字鮫ノ口一の一、一の二、二、三、四
から七までの各一部、字待井八の一の一部、八の二、九から一 までの各一部及びこ
れらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字大成田一の一に隣
接する字釜場の道路である公有地の一部を大字苦米地字大成田に編入する。

大字苦米地字細工田八の一の一部、八の二の一部、九の一、一、一一の一部、一
二の一部、一四から一七までの各一部、字鮫ノ口四から七までの各一部、八、九の一
部、一四の一、字外待井一六の一から一六の四まで、二二の一部、二三の一部、二四
の一、二四の二の一部、二四の三の一部、二六から三 まで、三二の一の一部、三二

の七の一部、三二の八、三二の九、三三の二、三四の二、三五の二、三六の二、三七の二、三七の三、三八、四、大字高橋字木ノ下六の一、七の一、一の一、一の一の三から一の一の五まで、一四の五から一四の八まで、一六の一、一七の一、一七の二、一八、一九、二の二、二の三、三三、三四、三五の一、三五の二、三六の一から三六の三まで、三七、三九の一、四 から四六まで、四七の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字苫米地字待井に編入する。

大字苫米地字大成田の一の一部、一の二の一部、五の八の一部、字外待井一の一の二、一、七の一、七の三、九の一、一の二、一の三、一の二の一、一の二の三、一四の二の一部、一五の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部を大字苫米地字釜場に編入する。

大字苫米地字釜場一九の一、一九の二の一部及び字外待井一三の二、一四の一、一四の二、一五の一、一七の一に隣接する大字高橋字木ノ下の道路、水路である公有地の一部を大字苫米地字外待井に編入する。

大字高橋字木ノ下一から三まで、四の一、六の五、六の六、一三の一、一四の一、五、五一の一、五二から五七まで、字小明戸一の七の一部、一の一の一部、四の一部、七の一、一、大字苫米地字釜場一九の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部を大字高橋字堰添に編入する。

大字高橋字堰添一三の一の一部、一三の二の一部、二 から二二までの各一部、二三、二四の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部を大字高橋字小明戸に編入する。

青森県告示第百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者
主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類
名称	居宅サービス事業を行う事業所
所在地	
指定期間	年月日

社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	特定施設入居者生活介護	ハケアハウス	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	平成一九・一・三〇
社会福祉法人青森県一口二一協会	青森市大字幸畑字松元六二の三	訪問介護	サポートプラザなでしこ	青森市大字幸畑字松元六二の六	平成一九・二・五
アサヒ電器株式会社	青森市中央二丁目一七の二二	訪問介護	ヘルパーセンター陽だまりの里	青森市中央二丁目三の一	平成一九・二・九

青森県告示第百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	指定期間
アサヒ電器株式会社	青森市中央二丁目一七の二二	ケアプランセンター陽だまりの里	青森市中央二丁目三の一	平成一九・二・九

青森県告示第百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

アサヒ電器株式会社	社会福祉法人青森県協会	社会福祉法人拓心会	有限会社修清	氏名又は名称	指定介護予防サービス事業者
青森市中央二丁目一七の二	青森市大字幸畑字松元六二の三	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	主たる事務所の所在地又は住所	
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	介護施設特定生活介護	介護予防訪問介護	介護予防の種類	
ヘルパーセンター陽だまりの里	サポートプラザ	ハケアハウス	訪問介護室	名称	介護予防サービス事業を行う事業所
青森市中央二丁目三の一	青森市大字幸畑字松元六二の六	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九二	所在地	
一九・二・九	一九・二・五	一九・一・三〇	平成一九・一・二六	指定期日	

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、高橋地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十九年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市豊洲三の一九	雑種地	一一、四五〇・三六平方メートル

- 二 予定価格
二億六千四百八十円
- 三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 四 売却する物件を示す場所
八戸市豊洲三の一九
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市長島一丁目の一
青森県土整備部港湾空港課
- 六 入札及び開札の場所及び日時
 - 1 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 東棟六階A会議室
 - 2 日時
平成十九年三月七日 午前十時十五分
- 七 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 八 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内
- 九 代金の納入期限
土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。
- 十 その他

